

別表第1 (第4条、第5条関係)

種目	品目	基準額 (円)	対象者	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	166,320	(1) 下肢又は体幹機能障害 2級以上の身体障害者 (2) 難病患者等であって、 寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具 を付帯し、原則として使用者 の頭部及び脚部の傾斜角度 を個別に調整できる機能を 有するもの	8年
		169,400	小児慢性特定疾病児童等であって、寝たきりの状態にあるもの		
	特殊マット	21,170	(1) 重度又は最重度の知的 障害者(児) (2) 下肢又は体幹機能障害 2級以上の身体障害者 (児) (原則として3歳以上 の者) (3) 難病患者等であって、 寝たきりの状態にあるもの	障害者については、褥瘡 ^{じよくそう} の防止、失禁等による汚染又は 損耗を防止できる機能を 有するもの 障害児又は小児慢性特定疾病 児童等については、失禁等 による汚染又は損耗を防止 するためマット(寝具)に ビニール等の加工をしたもの	5年
		21,560	小児慢性特定疾病児童等であって、寝たきりの状態にあるもの		
	特殊尿器	72,360	(1) 下肢又は体幹機能障害 1級の常時介護を要する 身体障害者(児)であって、 原則として学齢児以上のもの (2) 難病患者等であって、 自力で排泄できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、 身体障害者(児)、難病患者等、 小児慢性特定疾病児童等又は 介護者が容易に使用し得るもの	5年
		73,700	小児慢性特定疾病児童等であって、自力で排尿できない者		
	入浴担架	82,400	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、入浴に当たって家族等他人の介助を要する身体障害者(児) (原則として3歳以上の者)	身体障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	16,200	(1) 下肢又は体幹機能障害 2級以上であって、下着 交換等に当たって家族等 他人の介助を要する身体 障害者(児)のうち、原則 として学齢児以上の者 (2) 難病患者等であって、 寝たきりの状態にある者	介助者が身体障害者(児)、 難病患者等又は小児慢性特定 疾病児童等の体位を変換させる のに容易に使用し得るもの	5年
		16,500	小児慢性特定疾病児童等であって、自力で排尿できない者		

	移動用リフト	159,000	(1) 下肢又は体幹機能障害 2級以上の身体障害者 (児)であって、原則として3歳以上のもの (2) 難病患者等であって、 下肢又は体幹機能障害を 有するもの	介護者が重度身体障害者(児) 又は難病患者等を移動させ るにあたって、容易に使用し 得るもの ただし、天井走行 型その他住宅改修を伴うも のを除く	4年
	訓練いす (児のみ)	33,100	下肢又は体幹機能障害1級 以上の身体障害児であって、 原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブル を付けるものとする	5年
	車いす (電動以 外の場 合)	77,400	小児慢性特定疾病児童等 であって、下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身 体機能を十分踏まえたもので あって、必要な強度と安定性 を有するもの	6年
	訓練用ベ ッド	159,200	(1) 下肢又は体幹機能障害 2級以上の身体障害児で あって、原則として学齡 児以上のもの (2) 難病患者等であって、 下肢または体幹機能障害 を有するもの	腕又は脚の訓練ができる器 具を備えたもの	8年
自立生活 支援用具	入浴補助 用具	97,200	(1) 下肢又は体幹機能障害 をもつ身体障害者(児) であって、入浴に介助を 必要とし、原則として3 歳以上のもの (2) 難病患者等のうち、入 浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保 持、浴槽への入水等を補助 でき、身体障害者(児)、 難病患者等、小児慢性特定 疾病児童等又は介助者が容易 に使用し得るもの ただし、 設置に当たり住宅改修を伴 うものを除く	8年
		99,000	小児慢性特定疾病児童等 であって、入浴に介助を要す ること		
	便器	4,810	(1) 下肢又は体幹機能障害 2級以上の身体障害者 (児)であって、原則とし て学齡児以上のもの (2) 難病患者等であって、 常時介助を要するもの	身体障害者(児)、難病患 者又は小児慢性特定疾病児 童等が容易に使用し得るも の 身体障害児又は小児慢性特 定疾病児童等については、 手すり付きのもの	8年
4,900		小児慢性特定疾病児童等 であって、常時介助を要す るもの			
	(手すり)	5,400 (小児慢 性特定疾 病児童等 4,900)		便器に手すりをつけた場合 加算する ただし、住宅改修 を伴うものを除く	8年

頭部保護帽	13, 130	重度又は最重度の知的障害者（児）及び精神障害者保健福祉手帳を有する者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒し、頭部を強打するおそれがあるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
	13, 380	小児慢性特定疾病児童等であって、発作等により頻繁に転倒する者		
歩行補助つえ（一本つえのみ）（者のみ）	A 2,200 B 3,000 ※A, Bとも夜行剤付 +410 全面夜行剤付 +1,200 白、黄ラッカー使用 +260	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者であって、比較的障害の程度が軽度であり、この用具の使用により歩行機能が補完されるもの	T字状・棒状のつえのみ A 主体は木材（十分な強度を有するもの）のもの B 主体は軽金属のもの ※A, Bそれぞれ夜行剤付とした場合は基準額に410円（全面夜行剤付とした場合は1,200円）増しとする 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとする	3年
移動・移乗支援用具	64,800	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害者（児）、原則として3歳以上の者 (2) 難病患者等であって、下肢が不自由であるもの	おおむね、次のような性能を有する手すり、スロープであること ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ア 障害者又は難病患者の身体機能の十分を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年
歩行支援用具	66,000	小児慢性特定疾病児童等であって、家庭内の移動等において介助を要する者	おおむね、次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の十分を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	

特殊便器	163,300	(1) 重度又は最重度の知的障害者（児） (2) 上肢障害２級以上の身体障害者（児）であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難であり、原則として学齢児以上のもの (3) 難病患者等であって、上肢障害を有するもの	障害者等を介護している者が容易に使用し得るもので、足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年
	166,320	小児慢性特定疾病児童等であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難であるもの		
火災警報器	15,500	(1) 重度又は最重度の知的障害者（児） (2) 身体障害者手帳２級以上の身体障害者（児）で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの (3) 難病患者等で、火災の発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
自動消火器	28,700	上に同じ	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期消火をし得るもの	8年
電磁調理器 (者のみ)	41,000	重度又は最重度の知的障害者及び視覚障害２級以上の身体障害者 視覚障害者については、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	障害者が容易に使用し得るもの	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	視覚障害２級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	10年
聴覚障害者用屋内信号装置 (者のみ)	87,400	聴覚障害２級の身体障害者であって、当該者の世帯が聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められるもの	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	10年

在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	腎臓機能障害1級又は3級の身体障害者(児)のうち、身体障害者については自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者であり、身体障害児については原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー(吸入器)	38,880	(1)呼吸機能障害1級又は3級の身体障害者(児)及び同程度の身体障害者(児)であって、医師、更生相談所等において必要と認められた、原則として学齢児以上のもの (2)難病患者等であって呼吸機能に障害のあるものうち、医師に必要と認められたもの	身体障害者(児)、難病患者等、又は小児慢性特定疾病児童等及び介護者が容易に使用し得るもの	5年
		39,600	小児慢性特定疾病児童等であって、呼吸器機能に障害がある者		
	電気式たん吸引器	60,910 (小児慢性特定疾病児童等62,040)	上記に同じ	身体障害者(児)、難病患者等、又は小児慢性特定疾病児童等及び介護者が容易に使用し得るもの	5年
	酸素ボンベ運搬車(者のみ)	17,000	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	身体障害者が容易に使用し得るもの	10年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	170,100	難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸器状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等及び小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの	5年
		173,250	小児慢性特定疾病児童等であって、呼吸器機能に障害がある者		
	クールベスト	22,000	小児慢性特定疾病児童等であって、体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節ができるもの	—
紫外線カットクリーム	41,580	小児慢性特定疾病児童等であって、紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	—	
視覚障害者用体温計(音声式)	9,000	視覚障害2級以上の身体障害者(児)であって、当該者の世帯が視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	

	視覚障害者用血圧計（音声式）	9,700	視覚障害２級以上の身体障害者（児）であって、当該者の世帯が視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障害者用体重計（者のみ）	18,000	視覚障害２級以上の身体障害者であって、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	音声機能若しくは言語機能障害児・者又は肢体不自由を有する身体障害者（児）であって、発声・発語に著しい障害を有する原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを発音又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年
	情報・通信支援用具（者のみ）	100,000	視覚障害２級以上又は上肢機能障害２級以上の身体障害者	(1) 視覚障害者 ア 視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト（入力文字を音声化するソフト） イ 画面拡大ソフト（強度の弱視用に文字等を拡大するソフト） ウ 画面音声化ソフト（画面の文字を音声化するソフト） (2) 上肢機能障害者 ア インテリキー（障害に合わせることができる大型のキーボード） イ ジョイスティック（マウスが使えない者が代用として操作するための機器）	5年
	点字ディスプレイ（者のみ）	383,500	視覚障害２級以上であって、社会生活に必要不可欠であり、社会参加の機会が確保できると認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことの出来るもの	6年
	点字器	標準型 A 10,400 B 6,600	視覚障害を有する身体障害者（児）であって、必要と認められるもの	A 32マス18行、両面書真鍮板製のもの B 32マス18行、両面書プラスチック製のもの基準額は点筆を含む	7年

	携帯型 A 7,200 B 1,650	上記に同じ	A 32マス4行、片面書アルミニウム製のもの B 32マス12行、片面書プラスチック製のものの基準額は点筆を含む	5年
点字タイプライター	63,100	視覚障害2級以上の身体障害者(児)であって、原則として本人が就労又は就学しているか就労が見込まれるもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年
視聴覚障害者用ポータブルレコーダー	85,000	視覚障害2級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	視覚障害2級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用拡大読書器	198,000	視覚障害を有する身体障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいものの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出させるもの	8年
視覚障害者用時計(者のみ)	触読式 10,300 音声式 13,300	視覚障害2級以上の身体障害者ただし、音声式時計は、上肢機能障害等により手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年
聴覚障害者用通信装置	71,000	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる、原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に使用できるもの	5年

	聴覚障害者用情報受信装置	88,900	聴覚障害を有する身体障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年
	人工喉頭	笛式 5,000 気管カニューレ付 +3,100 電動式 70,100 埋込型用人工鼻 23,100 (月額)	喉頭を全摘出したこと等により、音声機能を喪失した身体障害者（児）（埋込型用人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用する者に限る）	笛式は、呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 気管カニューレ付は3,100円増しとする 電動式は、顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの 基準額は電池又は、充電器を含む	笛式 4年 電動式 5年 埋込型用人工鼻 —
		人工鼻 10,725 (月額)	小児慢性特定疾病児童等であって、人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者		
	点字図書	別に定める	視覚障害を有する身体障害者（児）であって、主に情報の入手を点字によっているもの	点字により作成された図書	—
排泄管理支援用具	ストーマ装具（ストーマ用品）	蓄便袋 8,600 蓄尿袋 11,300	(1) 蓄便袋 腸管の切除によって肛門からの排便が困難となり、腹部に人工肛門を設け排泄を行っている身体障害者（児） (2) 蓄尿袋 ぼうこうの切除によってぼうこうからの排尿が困難となり、腹部に人工膀胱を設け排泄を行っている身体障害者（児）	蓄便袋は、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のものとし、蓄尿袋は、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のものとし、基準額は1ヵ所当たりのストーマ用品 (皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する各種用品)を含む額とし、それぞれ1ヵ月分の額とする。	
		蓄便袋 9,460 蓄尿袋 12,430	(1) 蓄便袋 小児慢性特定疾病児童等であって、人工肛門を造設した者 (2) 蓄尿袋 小児慢性特定疾病児童等であって、人工膀胱を造設した者		

洗腸用具	12,000	腸管の切除によって肛門からの排便が困難となり、腹部に人工肛門を設け排泄を行っている身体障害者（児）で、医師、更生相談所等において特に必要と認めたもの	洗腸用具は、灌注（洗腸）排便法（ストーマから微温湯を注入し大腸に刺激を加え、強制的に排便を促す方法）を行うために必要なもの	6か月
紙おむつ等（紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿等衛生用品）	紙おむつ 12,000 サラシ （ガーゼ・脱脂綿） 12,000	<p>(1) 次のア～ウのいずれかに該当する身体障害者（児）であって、紙おむつ等の用具類を必要とするもの（原則として3歳以上の身体障害者（児））</p> <p>ア 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためのストーマ用装具を装着できない者</p> <p>イ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者</p> <p>ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者</p> <p>(2) 次のア～ウの条件すべてに該当し、更生相談所等において必要と認めた脳性まひ等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者であって、原則として3歳以上の身体障害者（児）</p> <p>ア 自力でトイレに行けないこと</p> <p>イ 自力で便座（排便補助具の使用を含む）に座ることができないこと</p> <p>ウ 介助による定時排泄をすることができないこと</p> <p>サラシ（ガーゼ・脱脂綿）は、上記紙おむつと対象者は同じであるので、いずれか一方とする</p>	紙おむつの種類は、フラット型・テープ型・パンツ型・パット型とし、その容器又は包装に「（社）日本衛生材料工業連合会のガイドラインに基づく基示」の記載があるもの（上記の種類は併用は可能とする。）サラシはおむつを用途とし、ガーゼ・脱脂綿は衛生用品として使用するものであって、身体障害者（児）及び介助者が容易に使用し得るもの基準額は紙おむつ、サラシ（ガーゼ・脱脂綿）それぞれ1か月分の額とする	—

	収尿器	(男性用) 普通型 7,700 簡易型 5,700	脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、必要と認められる男性	採尿器と蓄便袋で構成し尿の逆流防止装置をつけるものとし、ラテックス製又はゴム製のもの 基準額は普通型、簡易型それぞれ1箇月分の額とする	1年
		(女性用) 普通型 8,500 簡易型 5,900	脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、必要と認められる女性	普通型は、耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 簡易型は、ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもので採尿袋20枚を1組とする 基準額は普通型、簡易型それぞれ1箇月分の額とする	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	200,000	(1) 下肢、体幹機能障害に障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する身体障害者(児)であって障害等級3級以上のもの(原則として学齢児以上の者)ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害2級以上の者とする。 (2) 難病患者等であって、下肢又は体感機能障害を有するもの	おおむね、次のような性能を有する手すり、スロープ等であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの ア 障害者(児)又は難病患者等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	1人につき給付は1回のみ

備考

- 1 乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 難病患者等の場合は、難病患者等日常生活用具給付事業診断書(様式第7号)の提出を求めるものとする。